

給与からの天引きについて

今回は意外と法律違反がよく見受けられる、お給料の「給与天引き」の取り扱いについて簡単に整理いたします。

① 天引きできるもの（手続不要）

- ・ 社会保険（厚生年金・健康保険）の保険料の個人負担分
- ・ 雇用保険料の個人負担分
- ・ 税金関係（所得税・住民税）

② 天引きするなら手続が必要となるもの

弁当代、旅行積立金、クリーニング代、組合費、団体で加入している生命保険の保険料など
会社が任意に引くもの

（ワンポイント）違反とならないために必要な手続とは？

従業員代表者と書面の協定を交わし、それを就業規則などと一緒に保管しておきます。
なお労働基準監督署への届出は不要です。

③ 天引きできないもの

「事務管理費」「システム利用料」「安全協力費」など、用途がよくわからないものについては天引きできません。

☆ 編集後記 ☆

実家がそばだったこともあるのか、なぜか私は大の大阪万博ファンなんです。時々、万博公園にある「万博パビリオン」に行ったり、Youtubeで当時の映像を観てニヤニヤしたりと、行ったこともない万博に日々想いを馳せています。

行きたいと思ってもいけない場所だからこそ興味が深まるのかもしれないね(^^)



宝物のスタンプシートです

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

TEL: 06-6809-5092

FAX: 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃